

情報・システム研究機構国立極地研究所 運営会議共同利用審議委員会
南極昭和基地大型大気レーダー共同利用分科会規程

（ 令和 6 年 3 月 2 6 日 ）
所 長 裁 定

（設置）

第 1 条 情報・システム研究機構国立極地研究所運営会議共同利用審議委員会規程第 7 条に基づき、南極昭和基地大型大気レーダー（以下、PANSY レーダーという。）に関する共同利用観測（以下「PANSY 共同利用観測」という。）を推進するため、南極昭和基地大型大気レーダー共同利用分科会（以下「分科会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 分科会は、PANSY 共同利用観測について次に掲げる事項を審議する。

- 一 PANSY 共同利用観測の公募ならびに審査に関すること
- 二 その他必要と認められる事項に関すること

（組織）

第 3 条 分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 所長が指名する副所長
- 二 先端的レーダー研究推進センター長
- 三 南極観測センター長
- 四 情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設極域環境データサイエンスセンター長
- 五 学識経験のある者のうちから、所長が委嘱する者
- 六 情報・システム研究機構国立極地研究所の職員のうちから、所長が指名する者

（任期）

第 4 条 前条第五号及び第六号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（分科会長等）

第 5 条 分科会に分科会長、副分科会長及び幹事を置く。

- 2 分科会長は、委員のうちから所長が指名する。
- 3 副分科会長は、委員の互選とする。
- 4 幹事は、委員のうちから分科会長が指名する。
- 5 分科会長は、分科会の会務を総理する。
- 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、分科会長の命を受け、議事を整理する。

(議事)

第6条 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 分科会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

3 分科会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、分科会の運営等に関し必要な事項は、分科会が定める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。

2 情報・システム研究機構国立極地研究所南極昭和基地大型大気レーダー共同利用委員会規則(令和4年8月1日情報・システム研究機構国立極地研究所規則第72号)(以下「委員会規則」という。)第3条により、令和6年4月1日以降の委員として委嘱又は指名された者は、この規程の施行によって委嘱又は指名された者とみなす。

3 委員会規則は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。